

初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、昨年度に引き続き、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 依頼事項

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で設置についてご検討をお願いします。

なお、申請にあたっては港北消防署あてご相談ください。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港北消防署にご提出をお願いします。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または港北消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

4 港北区における補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

5 その他

申請要件や書類等のお問い合わせは、下記担当あてご連絡ください。

担当：港北消防署総務・予防課
岩崎、久保田、杉崎
045-546-0119